

## **[事案 30-77] 契約無効請求**

・平成 31 年 2 月 22 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 30-75]および[事案 30-76]と同一の申立人であり、[事案 30-78]の申立人の配偶者である。

### **<事案の概要>**

適合性の原則違反等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 29 年 3 月に乗合代理店を介して契約した変額保険について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返金してほしい。

- (1) リスク商品の経験は全くなく、知識もなかったのに、一度の面談でかつ手続時間が 1 時間であったことは適合性の原則に違反している。
- (2) 募集人から、契約内容の話がなく、投資信託と誤解していた。
- (3) 募集人が契約時に本契約の提案しか行わなかったことは情報提供義務に違反している。
- (4) 本契約のデメリットとして、解約控除、保険料払込時および保険期間中にかかる費用としての保険関係費等、保険料の全てが運用されるわけではないことの説明がなかった。
- (5) 教育資金の貯蓄を重視していたが、本契約の保険期間は、それに対応した設定になっておらず、意向把握義務に違反している。
- (6) 本契約への加入は、保険料の支払いを継続できることが前提であったのに、途中で保険料の支払いを継続できなくなったのは、支払余力を検討する材料になった代理店作成のライフプランが正確ではなかったからである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、適合性の原則に則っており、また、申立人の検討期間も十分に確保している。
- (2) 募集人は、本契約が変額保険であることを十分に説明している。
- (3) 募集人は、申立人の主張するデメリットについて説明している。
- (4) 申立人が教育資金の貯蓄を重視していたと認められる証拠はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人夫婦および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社側の適合性の原則違反、情報提供義務違反および意向把握義務違反等は認められず、申立人が本契約が投資信託であると誤解していたとも認められないが、諸事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。